

## 日本の次世代リーダー養成塾参加費負担事業実施要領

### (目的)

第1 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した生徒に対し、日本の次世代リーダー養成塾（以下「養成塾」という。）への参加に伴う経済的負担の軽減を図ることを目的として、養成塾へ参加するために要する経費を、予算の範囲内で、岩手県が負担し、養成塾へ被災した生徒を派遣することにより、被災した沿岸地域の次世代リーダーを養成する。

### (定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 派遣対象者 岩手県が養成塾への参加費を負担する者をいう。
- (2) 岩手県の参画県推薦枠受講者 岩手県において養成塾への参加を推薦し、養成塾の受講が決定した者をいう。
- (3) 岩手県の参画県推薦順位 岩手県において養成塾への参加を、推薦するに際して付した順位をいう。

### (派遣対象者)

第3 岩手県が派遣対象者として参加費を負担する対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 岩手県の参画県推薦枠受講者である者
- (2) 平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により、次に掲げるいずれかの被害を受けた者
  - ア 住居（学資を主として負担している者の住居を含む。イ及びウにおいて同じ。）の全壊又は半壊
  - イ 住居の全焼又は半焼
  - ウ 住居の流失
  - エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあつては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの
  - オ 警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年4月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き

### (対象経費及び負担額)

第4 第1に規定する経費及びこれに対する負担額は、次のとおりとする。

対象経費	負担額
養成塾に参加する場合に要する経費	一人あたり150,000円

(申請)

第5 派遣対象者となることを希望する生徒及びその保護者は、日本の次世代リーダー養成塾の参加費に係る申請書(様式第1号)により、第3各号に該当することを証明する書類を添付し、教育長に対して岩手県が定める岩手県推薦枠の募集期間内に提出しなければならない。

(派遣対象者の選考)

第6 教育長は、第5の規定により申請をした者が、予算の範囲内で参加費を負担できる人数より多い場合は、岩手県の参画県推薦順位が、より上位の者を派遣対象者とすることができる。

(派遣対象者の決定)

第7 教育長は、第5の規定により申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、派遣対象者とすることを決定したとき又は派遣対象者としなないことを決定したときは、日本の次世代リーダー養成塾の参加費に係る派遣対象者決定(不決定)通知書(様式第2号)により、申請のあった生徒及びその保護者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、原則として、岩手県の参画県推薦枠受講者の決定後速やかに行うものとする。

(決定の取消)

第8 教育長は、派遣対象者として参加費を負担した生徒が養成塾への参加を辞退した場合は、派遣対象者の決定を取り消すものとする。

(辞退者への参加費の負担)

第9 教育長は、第8の規定により派遣対象者の決定を取り消した場合は、当該派遣対象者の決定を取り消した生徒及びその保護者に対し、岩手県が負担した参加費の全額について、負担を求める。

(補則)

第10 この要領に定めのない事項、その他この事業を実施するにあたって必要な事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和2年5月29日から施行する。

2 令和2年度に開催される養成塾に係る負担額は、第4の規定にかかわらず一人あたり100,000円とする。この場合において、様式第2号中「130,000円」とあるのは、「100,000円」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和5年3月17日から施行する。

様式第1号

日本の次世代リーダー養成塾の参加費に係る申請書

年 月 日

岩手県教育委員会教育長 様

生徒氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により下記の被害を受けたことから、日本の次世代リーダー養成塾に係る参加費を岩手県において負担されるよう申請します。

なお、日本の次世代リーダー養成塾の参加費を岩手県が負担した場合において、参加費の納入期限後に辞退する場合には、岩手県が負担した参加費の全額を負担することを誓約します。

記

被害状況	次に掲げるいずれかの被害を受けた。 <input type="checkbox"/> ア 住居の全壊又は半壊 <input type="checkbox"/> イ 住居の全焼又は半焼 <input type="checkbox"/> ウ 住居の流出 <input type="checkbox"/> エ 保護者の死亡、行方不明、長期入院、勤務先の被災その他これらに類する事由 <input type="checkbox"/> オ 福島原発事故により警戒区域又は計画避難区域から避難のための立退き
------	--

- 備考 1 被害状況欄等において、該当する□にレ点を付してください。  
2 申請にあたっては、罹災証明書等の被害状況を証明する書類を添付してください。

様式第2号

第 号  
年 月 日

様

岩手県教育委員会教育長

印

日本の次世代リーダー養成塾の参加費に係る派遣対象者決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のあった日本の次世代リーダー養成塾の参加費について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

日本の次世代リーダー養成塾の参加費150,000円について

1 岩手県において参加費を負担する。

※ 岩手県において支払いますので、申請者側で参加費を振込まないでください。

2 岩手県において参加費を負担しません。